

県職員の給与などのあらまし

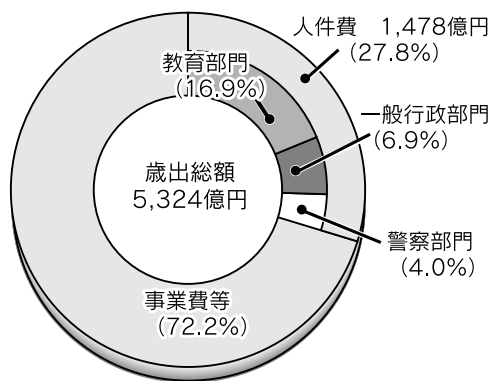
県では、福祉、医療、土木、教育、警察など県民生活にかかわるさまざまな仕事を行っていますが、その職員の給与は条例で定めています。県職員の給与などについて一層のご理解をいただくため、そのあらましをご紹介します。

人件費の状況

本県の平成22年度決算では、人件費は歳出総額の27.8%にあたる1,478億円となりました。

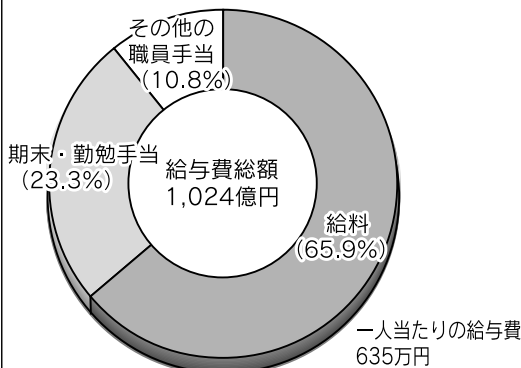
その内訳は、小中学校と高等学校などの教育関係職員分が16.9% (897億円)、一般行政関係職員分が6.9% (366億円)、警察関係職員分が4.0% (215億円) となっています。

人件費の状況 (部門別) (平成22年度決算)



※人件費には、退職手当及び特別職の給料等を含みます。

人件費のうち職員給与費の状況 (平成23年度一般会計12月補正後予算)



※職員手当には、退職手当は含みません。

給与決定の仕組み

地方公務員法では、職員の給与を決める際には、次の原則によることとされています。

- その職務と責任に応じたものとする
- 生計費を考慮すること
- 国や他の都道府県の職員とのつり合いがとれていること
- 民間企業に勤める人の給与とのつり合い、その他の事情を考慮すること

具体的には、県内民間企業の給与の実態や生計費などの調査に基づく人事委員会勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定めています。

今年度は、例月給(給料月額、諸手当)を0.27%引き下げる改定を行っています。

平均給料月額・初任給の状況

代表的な職種別の平均給料月額と平均年齢は、表1のとおりです。また、職種別の初任給と学歴・経験年数別の平均給料月額は、表2のとおりです。

表1 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (各年4月1日現在)

区分	平均給料月額			平均年齢	
	平成23年	平成22年	増減額	平成23年	平成22年
一般行政職	330,500円	335,600円	▲5,100円	42歳8月	43歳0月
警察職	330,300円	335,400円	▲5,100円	41歳0月	41歳4月
高等学校教育職	396,500円	400,400円	▲3,900円	46歳1月	46歳3月
小中学校教育職	382,600円	388,400円	▲5,800円	45歳4月	45歳6月

表2 職員の初任給及び学歴・経験年数別平均給料月額 (平成23年4月1日現在) (単位：円)

区分	初任給	経験10年	経験15年	経験20年
大卒 一般行政職	172,200	262,300	306,000	363,600
大卒 警察職	187,500	276,700	331,400	385,300
大卒 高等学校教育職	192,800	307,300	356,400	401,400
大卒 小中学校教育職	192,800	302,100	353,700	392,900
高卒 一般行政職	140,100	212,700	273,600	308,200
高卒 警察職	158,100	246,700	296,500	349,400

給料表

職員の給料は、行政職や研究職などその職務に応じた9種類の給料表で、それぞれの職務と責任の度合いに応じて定められています。

このうち行政職給料表適用者(3,495人)の級別職員数と代表的な職名は、表3のとおりです。

表3 行政職給料表適用者の級別職員数の状況 (平成23年4月1日現在)

級	代表的な職名	職員数(人)	構成比(%)
9	本庁の部局長	30	0.86
8	本庁各部の統括的業務を掌理する部局次長	4	0.11
7	本庁の部局次長、本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長	53	1.52
6	本庁の課長	191	5.46
5	本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長補佐	1,006	28.79
4	本庁の課長補佐、本庁の重要な業務を分掌する係長	739	21.15
3	本庁の係長、主任主事・主任技師	733	20.97
2	主事・技師	394	11.27
1	主事・技師	345	9.87
計		3,495	100.00

職員手当

職員には給料のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などを支給しています。

このうち期末・勤勉手当は、民間企業のボーナスに相当するもので、年間3.95月分を支給しており、手当額算定の基礎となる給料等の額に職制上の段階、職務の級等に応じた加算措置があります。

なお、管理職手当については、平成17年度から支給額が10%減額されています。

退職手当は、勤続年数や退職の理由に応じた基本額に、職務・職責に応じた調整額を加えた額を支給しています。支給割合は、国と同じで、勤続20年の場合の自己都合退職は23.5月分、勲奨・定年退職の場合の最高限度は、勤続35年以上で59.28月分です。

特別職の給料・報酬等

特別職の給料や報酬の月額、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて条例で定めています。

職員数の状況

より簡素で効率的・機動的な執行体制をつくるための定員管理に取り組んでいます。

平成19年3月に策定した「石川県行財政改革大綱2007」では、知事部局の職員数を平成19年度から平成23年度までの5年間で250人程度削減することとしていましたが、平成22年度に1年前倒しで達成できたことから、平成23年3月に新たに「石川県行財政改革大綱2011」を策定し、知事部局の職員数を平成23年度から平成27年度までの5年間で150人程度削減することとしました。

職員数の状況は、表4のとおりです。

表4 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在) (単位：人)

区分	職員数			主な増減理由
	平成23年度	平成22年度	増減数	
一般行政部門	総務・企画等	769	784	▲15
	保健・福祉	748	757	▲9
	商工・労働	282	289	▲7
	農水・土木	1,561	1,614	▲53
	小計	3,360	3,444	▲84
教育部門	9,216	9,284	▲68	
警察部門	2,287	2,287	0	
公営企業等部門	病院	1,011	968	43
	その他	74	75	▲1
	小計	1,085	1,043	42
合計	15,948	16,058	▲110	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤の職員を除いたものです。

問い合わせ

(給与) 人事課 ☎076(225)1253
(職員数) 行政経営課 ☎076(225)1246